

議案第 1 2 8 号

松阪市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例の一部改正について

松阪市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 11 月 27 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例の一部を改正する条例
松阪市税外収入金に対する督促手数料等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 113 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

第 4 条第 2 項中「100 円未満の端数」を「1,000 円未満の端数」に、「その金額」を「その全額」に、「100 円未満である」を「2,000 円未満である」に改め、同条第 3 項中「延滞金額」を「延滞金の確定金額」に、「10 円未満の端数」を「100 円未満の端数」に、「その金額」を「その全額」に、「10 円未満である」を「1,000 円未満である」に改め、同条中第 4 項を第 7 項とし、第 3 項の次に次の 3 項を加える。

4 第 1 項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

5 前各項の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税外収入金の一部が納付されているときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる金額は、その納付された金額を控除した金額とする。

6 第 1 項の規定により延滞金を納付すべき場合において、納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる税外収入金の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる税外収入金に充てられたものとする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。